

No	質問内容	回答
1	法人です。本店所在地は市外ですが、事業を行っている店舗は市内にあります。補助金の申請はできるか	事業を行っている店舗が市内にある場合、本店所在地が市外であっても補助対象です。店舗が市内にあることがわかる書類を必ず添付してください。
2	個人事業主です。市外に住んでいますが、店舗は市内にあります。補助金の申請はできるか	居住地が市外であっても、店舗が市内にある場合は申請ができます。 (逆に、居住地が市内であっても、店舗が市外にしかない場合は対象外です。)
3	市内で複数の店舗を営んでいるが、それぞれの店舗から申請をすることはできるのか。	法人の場合、(代表者が同じであっても) 別の法人であればそれぞれ申請ができます。(ただし、1 法人につき 1 申請のみ。) 個人事業主の場合は、事業者(代表者)が同じ場合は、複数の店舗を営んでいたとしても申請は 1 回限りです。それぞれの店舗の分をまとめて申請してください。
4	補助の対象となる燃料は何か	ガソリン、灯油、軽油又は重油です。
5	1 か月の電気料金だけで補助上限額(昨年度同月との差額 60 万円 ÷ 2 = 30 万円) になってしまうが、そのほかの月の電気料金や燃料費の領収書も添付、記入しないとイケないか	補助上限に達する場合、それ以外の領収書等の記入、添付は必要ありません。(補助の計算の対象とする必要がないため)
6	電気料金差引額の算出方法は	令和 4 年 2 月から 4 月の電気料金の合算額から、令和 3 年 2 月から 4 月の電気料金の合算額を差し引いた額になります。
7	燃料費の算出方法は	令和 4 年 2 月から 4 月の燃料購入量(仕入れ量)の合計に、1 リッター当たり 20 円を乗じた額が燃料費になります。
8	上記質問の 6 と 7 で得た額を合算し、1/2 を乗じたところ、5 万円に満たなかった。補助の対象とならないのか	対象となるのは、計算した補助額が 5 万円以上となる場合のため、補助対象外です。

No	質問内容	回答
9	購入の際、クレジットカード払いをした場合でも補助金の申請はできるか。	<p>できます。ただし、申請はクレジットカード会社へ振込が完了してからとなります。また、領収書のほかにクレジットカード会社への振込がわかる書類も必要です。</p> <p>【必要な書類】</p> <p>※①～③に該当する書類を全て提出ください。</p> <p>①領収書（宛名が申請者であること、クレジットカード払いであること、金額の内訳が書いてあること、また何月分の燃料費・電気料であるか書いてあることをご確認ください）（燃料については、燃料購入量（仕入れ量）の分かる書類も必要です。）</p> <p>②カード会社から発行される取引した月のカード利用代金明細など</p> <p>③クレジットカード決済口座の通帳又は取引明細の該当部分（該当部分以外は塗り潰し等しても可）</p> <p>※口座からの引き落とし（支払日）が申請期限内（10月31日まで）に完了している必要があります。</p>
10	クレジットカードで支払ったが、代表者のカードではなく、従業員のカードで支払った。その従業員の支払い明細等を添付すればよいか。	<p>支払者は、申請者（会社または代表者）である必要があります。</p> <p>会社・代表者本人の支払いではなく、その従業員が立替払いをした場合は、その従業員が立て替えた金額を、会社・代表者本人がすでに従業員に支払っている（返金している）ことが必要のため、「<u>その従業員から会社・代表者本人に対する領収書（返金された証明書）</u>」を、「<u>上の回答に記載した書類</u>」に追加して提出していただくこととなります。</p>
11	クレジットカード払いをしたが、必要な書類である決済口座の通帳がない、または紛失してしまった。どうすればよいか。	銀行に該当月の取引明細の発行を依頼し、発行後にご提出ください。（提出期限内にご提出ください）
12	燃料の購入（納品）が令和4年1月だが、支払いは令和4年2月の場合、補助金の対象となるのか	対象外です。

No	質問内容	回答
13	燃料の購入（納品）が令和4年4月だが、支払いは令和4年6月の場合、補助金の対象となるのか	対象となります。この場合、領収書に「令和4年4月分として」等と記載されている必要があります。領収書に何月分のものか記載がない場合は、領収書の他に納品書など、何月分の購入（納品）か分かる書類の添付も必要です。
14	領収書をなくしてしまった。納品書を代わりとしてよいか	相手方に代金を支払ったことを確認できないといけないため、領収書を再発行してもらうなどの対応をお願いします。
15	領収書の宛名は申請者でなくてもいいか	領収書の宛名と申請者が必ず一致していることを確認してください。（会社名または代表者名である必要があります。）
16	燃料を購入したが、領収書に品名（例：ガソリン代として 等）が書いていないがよいか	領収書のただし書きは、必ず購入した品名（ガソリン、重油、軽油代等）が記載されているようにしてください。領収書に品名の記載がない場合は、請求書や納品書などの資料（購入した品と購入量、金額など内訳がわかるもの）が必要です。
17	ガソリンの小売をしているが、販売するために卸から仕入れたガソリン代も補助の対象となるか。	対象外です。 本補助は、事業を行うために使用した燃料に対する補助のため、販売するために仕入れた燃料は対象となりません。
18	農業を主たる事業として行っている。補助の対象となるか	対象外です。 別に栃木市農業振興課において、農業従事者を対象とした原油価格高騰等に係る補助金を実施しますので、そちらをご確認ください。
19	大企業は対象となるのか	対象外です。 ※中小企業信用保険法第2条第1項に規定された中小企業者が対象です。（別紙参照）
20	NPO法人や社会福祉法人は補助の対象となるのか	対象になります。
21	一般社団法人等は補助の対象となるのか	一般社団法人、一般財団法人は、 <u>医業を主たる事業とする法人のみ対象となります</u> （対象となる例：病院、一般診療所、歯科診療所など）。
22	学校法人や宗教法人は対象となるのか	対象外です。 ※中小企業信用保険法第2条第1項に規定された中小企業者が対象です。

No	質問内容	回答
23	燃料の配達料などは対象になるのか	対象外です。 本補助の対象は、補助対象月に購入した燃料の購入量及び使用した電気料金のみです。
24	申請書を作成した際に計算した補助金の額と、決定通知の補助金の額が違っているが、これはなぜか	補助対象外の経費が含まれている（対象外の月の燃料等が含まれている、燃料・電気料以外の項目が含まれている、燃料購入量ではなく燃料費の差額で計算している）、端数の切捨てを行っていない、計算が間違っている、などによる申請時の誤りが考えられます。 補助金決定通知に記載された額が、修正後の額となりますので、ご確認をお願いします。
25	令和3年12月から栃木市で事業を行っている。対象となるか。	令和3年1月31日以前から市内に事業所を有していることが要件のため、対象とはなりません。
26	令和4年6月に事業を廃業した。対象となるか。	申請時点において、引き続き市内において事業を継続していることが要件のため、対象とはなりません。
27		
28		

(別紙)

○企業規模の要件

資本金または常時使用する従業員数のいずれかが下表に該当している事業者が本補助の対象となる中小企業者です。

(⇒資本金及び常時使用する従業員数のどちらも、下表の数を超える事業者は中小企業者ではありません。)

業種	資本金	常時使用する従業員数 (※2)
製造業・建設業・運輸業・その他(※1)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業・飲食店	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
医業	—	個人 100人以下 法人 300人以下

※1 その他には、不動産業や自動車整備業、旅行業等を含みます。

※2 常時使用する従業員とは、雇用の契約形態を問わず常に営業活動に従事している従業員を指します。